

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



固定資産評価審査委員会の
委員が再任されました



野間 祐司 氏
(東條)

任期 平成30年12月27日から3
年間

●固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録され
た価格に関する不服を審査決定
する機関です。

私立高等学校

授業料補助金

対象 本町に在住の私立高等学
校の全日制課程もしくは定時制
課程または専修学校の高等課程
に在籍する生徒の保護者

※本年度の授業料の納付を全額

免除されている方は対象外

補助金の額 年額1万円以内

※3月末に振り込み予定

申請に必要なもの

・印鑑、預貯金通帳

・愛知県私立高等学校授業料軽

減決定通知および高等学校等

就学支援金交付決定通知(1

年分の決定金額が分かるもの)

※愛知県私立高等学校授業料軽

減制度の適用を受けていない

方は、次のものがが必要です。

・在学証明書(平成30年10月1

日以降に交付されたもの)

・所得課税証明書

※提出された書類により審査し

ます。

提出期限 平成31年1月31日(木)

注意 申請書提出後、次のいずれ

かに該当する場合は、速やかに学

校教育課へお申し出ください。

・私立高等学校を休学、転学ま

たは退学されたとき

・住所を異動されたとき

申請・問合せ先 役場 学校教育課

内線207・208

就学援助

【新入学児童生徒学用品費】

入学前支給

平成31年4月に小・中学校へ
入学予定のお子さんのいるご家
庭で、経済的な理由によりお子
さんを町立の小・中学校へ就学さ
せることにお困りの保護者に、就
学援助【新入学児童生徒学用品
費】を入学前に援助する事業を
行っています。

対象 次の全ての条件を満たす

保護者が対象です。

●お子さんが平成31年4月に町

内小中学校に入学予定の方

●次の就学援助対象要件のいず

れかに該当する方

・児童扶養手当の受給者(ただ

し、児童扶養手当の受給者と

その支給対象児童生徒のみの

世帯であること)

・特別な事情により、著しく生

活が困窮している家庭

※なお、生活保護費受給中の要保

護者は、生活保護費より同じ主

旨の「入学準備金」が支給され

ますので、対象になりません。

申請方法等

新小学1年生は各
小学校入学説明会にて、新中学

1年生は在籍する各小学校より配布されるお知らせをご覧ください。

お知らせは町ホームページでもご覧いただけます。

問合せ先 役場 学校教育課
内線207・208

**土日でも住民票の写しと
印鑑登録証明書の交付が
受けられます**

役場の閉庁日でも公民館が開館しているときは、住民票の写しおよび印鑑登録証明書の交付が受けられます。

とき 午前9時～午後5時

ところ 公民館2階事務室

請求の際に必要なもの

●住民票の写し

・申請者の本人確認書類

※代理人の方が請求をする場合は、委任状または代理人選任届

●印鑑登録証明書

・印鑑登録証(手帳)

・申請者の本人確認書類

注意

・役場の閉庁日と公民館の閉館

日が重なったときは、交付ができません。

・本人確認書類については事前にお問合せください。

・公民館では、転出・死亡した方の住民票(除票)の写しの交付および住民異動や印鑑登録などの手続きはできません。

問合せ先 役場 住民課
内線174

**防犯対策
防犯カメラ等補助金**

安全で安心して生活できる地域社会を実現するために、防犯対策として、戸数10戸以上の集合住宅の共用部分等や駐車台数10台以上の駐車場に防犯カメラ等を購入し、今年度設置する管理組合、所有者の方に対し、補助金を交付します。

対象 町内に所在する①～③に該当する方で、県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が定める条件、遵守事項等を遵守できる方
①分譲マンションは、戸数10戸以

上の物件の管理組合

②賃貸共同住宅(社宅、寮等を除く)は、戸数10戸以上の物件の所有者

③駐車場は、自動車10台以上駐車可能な物件の所有者

※補助金の交付は、1対象者につき1回限りとします。

受付期間 平成31年2月末日まで

補助金額 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内とし、5万円を限度額とします。

(1000円未満切り捨て)

※維持管理費用、地代・占用料等は除きます。

申請方法等 防犯カメラ等を設置しようとする方は、事前に役場防災危機管理課へご相談ください。

申込・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151



**12月1日～10日
年末の交通安全県民運動**

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や歩行者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。また、忘年会などで飲酒の機会も増えることから、飲酒運転による事故も懸念されます。

さらに、この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、夕暮れ時と仕事や学校からの帰宅時間帯とが重なるため、交通事故の増加が心配されます。

そこで、次の運動重点に沿った年末の交通安全県民運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人一人の交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

運動重点

●飲酒運転を根絶しよう

●歩行中の子ども・高齢者と高齢ドライバーの交通事故を防止しよう

●夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう

●後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

お知らせ

募集

お願い

相談

スポーツ

催し

講座・教室

還付金詐欺と思われる 不審な電話に注意

職員を名乗り「医療費や保険税の還付金があります」などと話し、携帯電話の番号を聞き出そうとしたり、現金自動預払機(ATM)で振り込みをさせようとする事件が発生しています。還付金の手続きのために、ATMの操作をお願いしたりすることは絶対にありません。

悪質な犯罪の被害に遭わないよう、くれぐれもご注意ください。

問合せ先 役場 保険医療課
内線170

募集



シルバー人材センター ワンコインおおはる 暮らしの応援

ちょっとした困りごとで、1人30分程度でできる次の作業を

500円でお受けしていますのでお気軽にお電話ください。

内容 電球・蛍光灯の交換、布団干し、植木の水やり、エアコンのフィルター清掃、その他簡単な作業など

申込・問合せ先 シルバー人材センター ☎(443)1680

「あいちトリエンナーレ 2019」ボランティア

平成31年8月1日(木)から10月14日(月)まで開催する、3年に1度の国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」の運営を支えてくださるボランティアを募集します。応募条件や申込方法等を公式ホームページでご確認いただき、ぜひご応募ください。

募集期間 11月1日(木)～平成31年1月31日(木)

活動期間 平成31年7月31日(水)～10月14日(月)

※内覧会を含む

活動場所 「あいちトリエンナーレ2019」各会場(愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名

古屋市内のまちなか(四間道・円頓寺地区など)、豊田市(豊田市美術館およびまちなか)

問合せ先 あいちトリエンナーレ2019 ボランティア事務局

☎(950)3580
HP <http://aichitriennale.jp/>

お願い



歳末たすけあい募金に ご協力ください

共同募金活動の一環として12月は「歳末たすけあい募金月間」とし、皆さんからの寄付金を募集します。

また、12月1日(土)午前10時～正午の間、町内各店舗(アオキスーパードラッグスギヤマ大治店、元町珈琲大治の離れ)のご協力をいただき、街頭募金運動を行います。

この募金運動にご理解ご協力

をお願いします。

問合せ先 大治町共同募金委員会(社会福祉協議会内)

☎(442)0990

個人番号(マイナンバー) カードの受け取りのお願い

個人番号カードを申し込まれ、案内はがき「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」が届いた方は、役場住民課での早急な受け取りにご協力ください。

受取可能時間 月～金曜の役場

開庁時間内(祝日を除く)

問合せ先 役場 住民課

内線174

狂犬病予防注射を 受けさせましょう

犬を飼っている方は、飼い犬を市町村へ登録し、毎年1回狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。

狂犬病とは、犬にも人にも感染し、いったん発症すると有効な治療法がなく、ほぼ100%死に至る病気です。

あなたの家族や地域の方々、また飼い犬の安全を守るため、犬には毎年必ず狂犬病予防注射を受けさせましょう。

毎年4月に行われる集合注射以外にも、かかりつけの動物病院でも接種することができます。動物病院で発行された注射済みの証明書と手数料(1頭当たり550円)をお持ちの上、窓口にお越しください。

問合せ先 役場 産業環境課
内線124・159

家電リサイクル法 対象機器を適正に 処理してください

町のごみ収集場所にテレビ等の家電リサイクル法対象機器が捨てられているとの苦情が寄せられています。

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機、これら

6品目の家電製品は家電リサイクル法の対象機器になりますので、不燃ごみとして収集することはできません。

処分したい場合は、お近くの家電量販店または役場産業環境課にご相談ください。

問合せ先 役場 産業環境課
内線124・159

リチウムイオンバッテリーの 捨て方について

小型家電等を使用されるリチウムイオンバッテリーについて、不燃ごみ(赤袋)として排出されますと、ごみ収集車が発火することがあります。

ごみを排出する際にはリチウムイオンバッテリーが内蔵されていないかを確認し、購入された店舗でご相談いただくなど適正な処理にご協力をお願いします。

問合せ先 役場 産業環境課
内線124・159

相談



12月4日～10日
第70回人権週間

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち～
未来へつなげよう

違いを認め合う心

法務省と全国人権擁護委員連合会では、12月10日の「人権デー」を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、人権意識の普及高揚を図るため、全国的な人権啓発活動を行っています。

町では、日頃人権問題で悩みを抱えている方のために、毎月人権相談を実施しています。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

とき 毎月第2火曜午後1時～3時

ところ 役場 2階第2会議室

相談員 人権擁護委員

問合せ先 役場 民生課
内線142

心配ごと相談

専門の相談員(民生委員・児童委員)が、相談に応じます。

事前の予約は必要ありません。お電話での相談を希望される方は、相談開設日時に、直通電話からご相談ください。プライバシーは厳守しますのでお気軽にご利用ください。

とき 12月4・18日(火)午後2時～4時

※原則毎月第1火曜および偶数月第3火曜

ところ 総合福祉センター 1階

相談室

心配ごと相談直通電話 社会福祉協議会

☎(442)7793

若年者就職相談窓口

町では、「やりたい仕事が見つからない」「就職に向けてどうしてよいかわからない」など、就職に関するさまざまな悩みを持つ若年者やその家族を対象に、あま市・蟹江町・清須市と広域で相談窓口を開

お知らせ

募

集

お願い

相談

スポーツ

催

し

講座・教室

設します。専門のアドバイザーが相談に応じますので、ぜひご利用ください。

なお、開設場所はあま市となりますので、ご注意ください。

とき 12月25日(火)午後1時～4時

ところ あま市役所本庁舎3階相談室

対象 45歳未満の若年者(学生含む)またはその家族

定員 3名(先着順、1人50分)

相談料 無料

申込方法 相談日の1週間前までに電話でご予約ください。

海部地域消費生活センター

訪問販売やインターネット、マルチ商法などの契約に関するトラブル、悪質商法や商品・サービスに関するトラブル、多重債務などに専門の相談員が応じます。少しでも不安を感じたら、一人で悩まずに窓口または電話でご相談ください。

相談時間 月～金曜 午前9時～

午後4時30分

対象 海部地域在住の方

相談料 無料

巡回相談 センターでの相談のほか、海部地区の市町村で週1回相談を受け付けます。

本町は、毎週火曜 午後1時30分から4時まで役場2階第8会議室で相談できます。(相談日時、場所変更となる場合があります。)

相談・問合せ先 海部総合庁舎1階 海部県民センター内 海部地域消費生活センター

☎0567(23)0150

従業員・青色事業専従者の年末調整事務相談

従業員・青色事業専従者の年末調整事務相談

商工会では、個人事業者の方を対象に個別記帳指導講習会を開催します。

新しく記帳を始める方や記帳について相談したい方、白色申告の方、アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もぜひこの機会をご利用ください。

とき 平成31年1月9日(水)午前9時30分～午後3時

ところ 大治町商工会館 講習会等研修室

問合せ先 商工会

☎(442)4511
HP <http://www.ooharu-sk.com/>

スポーツ



スポーツ少年団大会結果 第75回バレーボール大会

とき 10月28日(日)

ところ 公民館

結果 優勝
大治西バレーボールスポーツ少年団



愛知万博メモリアル「第13回愛知駅伝」にお出掛けください

2005年に開催された「愛知万博」を、メモリアルイベントを通じて次世代へ語り継ぐとともに、県内市町村の交流、県民スポーツの振興等を目的として「愛知駅伝」が開催されます。

選考会で選出された本町の選手も出場しますので、ぜひ応援にお出掛けください。

とき 12月1日(土)(雨天決行)午後0時25分スタート

ところ 愛・地球博記念公園(長久手市)

内容 県内市町村54チームが市と町村の部に分かれて9区間28.7kmで競います。

入場料 無料

※駐車場(有料)に限りがありますので、公共交通機関でお出掛けください。

問合せ先 愛知駅伝事務局
☎(954)1167
HP <http://tokai-tv.com/ekiden18/>

青少年の非行・被害防止に 取り組む県民運動

非行の芽 はやめにつもつ みなわが子

未来をつくる青少年が社会における自らの役割や責任を自覚し、豊かな社会性と優れた創造性を培い、心豊かにたくましく成長していくことは、町民全ての願いです。

皆さんも、よその子にも自分の子にも温かい目を向け、地域の子どもは地域が育てるという観点に立って『声掛け』をしましょう。

～青少年健全育成推進協議会～



防災豆知識

停電・復電への備え

災害時だけでなく不慮の事故でも起こり得る停電への備えをしましょう。

●停電への備え

電気がつかないほか、寒い時期では暖房器具が使えないことも考えられます。停電が長期化すると、携帯電話などの情報収集手段の電源確保も必須です。

- ・足元灯や懐中電灯などの備蓄
- ・ラジオや携帯電話などの予備バッテリーの備蓄
- ・使い捨てカイロやブランケットなどの防寒用品の備蓄
- ・などを家庭で行いましょう。

●復電への備え

停電が復旧した場合、暖房器具類の転倒などにより火災が発生するおそれがあります。

- ・避難する際は停電時でもブレーカーを切る
- ・一定以上の揺れにより電気を自動的に止める感震ブレーカーを設置する

などの対策をしましょう。

問合せ先

役場 防災危機管理課
内線151



木造住宅耐震化補助事業のご案内

昭和56年5月31日以前に着工した建物は、地震に対する安全性や耐震性が不足している可能性があります。町では、住宅の耐震診断・改修等に対して下表のとおり補助制度を設けています。いつ発生するか分からない大地震に備えて、ぜひご活用ください。

なお、全ての事業において、補助申請前に事業に着手すると補助の対象となりません。詳しくはお問合せください。

種類	対象	補助額
木造住宅 無料耐震 診断	・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 ・在来軸組構法または伝統構法(梓組壁構法(ツーバイフォー等)・木造と鉄骨造などの混構造・鉄骨造・コンクリート造は除く) ・2階建て以下の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅(借家を含む) ・現に人が住んでいる住宅	無料
木造住宅 耐震改修	・耐震診断の結果、判定値1.0未満(地震で倒壊する危険性が高い)と診断された木造住宅について、判定値1.0以上に補強する耐震改修工事であること	費用の80%の額 (上限 120万円)
耐震シェルター 整備	・耐震診断の結果、判定値0.4未満であること ・申請年の年度末時点で年齢が65歳以上の方または身体障害者手帳等の交付を受けた方が居住していること	費用の2分の1の額 (上限 20万円)
木造住宅 除却(解体)	・耐震診断の結果、判定値1.0未満であること ・補助金交付申請を行う前年度までに耐震診断を行っていること	費用の3分の2の額 (上限 20万円)

問合せ先 役場 都市整備課 内線164